



学習用端末貸付・購入費一部補助について



経済的に困難を抱える世帯の方に対し、以下の支援を行います。**※支援②は新入生のみ対象です。**
支援対象に該当するかの確認や申請方法の詳細は、裏面＜問合せ先＞までご連絡ください。



支援①：学習用端末の貸付

【対象】住民税**非課税**※世帯

※（参考）世帯年収目安（4人世帯）：**270万円未満**

【概要】授業に必要となるタブレット端末の貸付

必要に応じ、モバイルルーター機器貸付（SIMカード無、契約・通信料は利用者負担）

【期間】随時貸付申請を受付し、**原則卒業まで貸付**

【提出書類】・借受申請書 ・保護者全員の課税証明書

※申請を希望する場合は、事務室までお申し出ください。

【留意事項】**住民税非課税世帯は、貸付対象。購入費一部補助は受けられません。**



◆参考◆ 支援対象区分の確認

課税証明書の様式は市町村ごとに異なりますが、記載内容は同一ですので該当部分を確認してください。

課 税 証 明 書

令和3年度

氏 名	笠原 太郎	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 男
住 所	茨城県〇〇市〇〇756番地	

所得割額の合計が0円の場合、貸付対象です。

課 税 標 準 額		税 額		
課税総所得	〇〇〇,〇〇〇円	所 得 割	均 等 割	年 税 額
以下余白		市	円	円
		県	円	円
令和2年分所得の内訳		所得控除の内訳		
給与所得金額	円	社会保険料控除額	円	同一生計配偶者
(給与収入)	円	生命保険料控除額	円	扶養親族 老人
以下余白		基礎控除額	円	人(内同居老親 人)
				人・16歳未満 人・その他 人
				人(内同居 人)・その他 人
課税標準額（課税総所得）		調整控除額（市町村分）		
		税額控除等の内訳	市民税	県民税
		税額控除前所得割額	円	円
		調整控除額	〇,〇〇〇円	円
		配当控除額	円	円
		住宅借入金等特別税額控除額	円	円
		寄附金税額控除額	円	円
		外国税額控除額	円	円
		税額調整措置額	円	円
		配当割・株式等譲渡所得割控除額	円	円
合計所得金額	円	備考欄に記載されている市町村もあります。		
総所得金額等	円	標準課税額	〇〇〇,〇〇〇円	調整控除額（市町村）
				〇,〇〇〇円

支援②：学習用端末購入費の一部補助

【対象】住民税**非課税に準ずる**※世帯（新入生のみ対象）

※（参考）世帯年収目安（4人世帯）：**270万円以上350万円未満**

住民税非課税世帯の方は、「支援①：学習用端末の貸付」の対象となるため、「支援②：学習用端末購入費の一部補助」は**対象外**となります。

【実 際 の 基 準】

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算額が**51,300円未満**（市町村発行の証明書類で確認）表面をご参照ください。

【概要】タブレット端末**本体**購入金額の $\frac{1}{2}$ （上限22,500円）補助

（ChromeOS、iPadOS、WindowsOSのいずれかのOSを搭載し、無線による通信が可能な端末に限る。
別に購入が必要な場合は、有線接続キーボードを含む）

【申請期限】令和4年5月31日までに下記書類を事務室へ提出

（納品されていない場合でも期限までに申請が必要です。）

【提出書類】・交付申請書 ・保護者全員の令和3年度課税証明書
・補足様式（課税証明書に課税標準額、調整控除額の記載がない場合）
・端末購入の領収書等

※申請を希望する場合は、事務室までお申し出ください。

領収書等(レシート可)の原本が必要です。

①領収日（令和4年3月23日以降の日付）

②購入者名

③購入総額

④端末**本体**の購入金額が分かる内訳

端末本体の金額、端末商品名、端末型番が明記されていること

⑤販売事業者名

※ご注意ください

携帯ショップで通信料と合算の分割による購入の場合は補助対象になりません。



【留意事項】

- ・領収日が令和4年3月23日以降の日付に限ります。
- ・ポイントで支払った分は対象となりません。
- ・申請期限を過ぎてからの申請は、交付対象外です。

- ◆各支援の申請を希望する場合には、申請用紙をお渡ししますので、お早めに事務室へご連絡ください。
- ◆各支援対象の世帯年収はあくまで目安のため、家族構成等によっては、支援対象外となる場合があります。

＜問合せ先＞ 県立水戸第一高等学校 TEL:029-224-2254